

長南町地域防災計画

資料 編

平成 28 年 3 月修正

長南町防災会議

目 次

1. 総則・基本	1
1.1 長南町防災基本条例	1
1.2 長南町防災会議条例	1
1.3 長南町防災会議委員名簿	3
2. 災害環境	4
2.1 急傾斜地崩壊危険区域	4
2.2 土砂災害警戒区域一覧	4
2.3 土砂災害危険箇所一覧（急傾斜）	10
2.4 土砂災害危険箇所一覧（土石流）	14
2.5 山腹崩壊危険箇所一覧	15
2.6 災害危険区域内の要配慮者利用施設等一覧	16
3. 災害情報	17
3.1 気象情報発表基準	17
3.2 防災関係機関連絡先一覧	18
3.3 県への報告一覧	20
3.4 災害緊急報告様式	21
3.5 災害派遣要請様式	22
3.6 被害の認定基準	24
3.7 長南町罹災証明書交付規程	26
4. 防災資源	29
4.1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧	29
4.2 臨時ヘリコプター臨時離発着場	29
4.3 防災関連施設等分布図	30
5. 実施要領・様式	31
5.1 避難所運営様式（避難所開設状況報告）	31
5.2 避難所運営様式（避難者カード）	32
5.3 避難所運営様式（食料・物資依頼票）	33
5.4 規制除外車両事前届出書	34
5.5 規制除外車両確認申請書	35
5.6 緊急通行車両等事前届出書	36
5.7 緊急通行車両等確認申請書	37
5.8 緊急通行車両標章	38
5.9 災害対策基本法に基づく交通規制表示	38
5.10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	39
5.11 政府所有米穀の受渡し系統図	42
6. 防災組織・協力体制	43
6.1 長南町災害対策本部条例	43
6.2 災害時における千葉県内市町村間の相互援応援に関する基本協定	44
6.3 災害時の医療活動に関する協定書	46
6.4 災害時における応急復旧工事等に関する協定書	48
6.5 長南町防災行政無線の活用に関する協定書	51
6.6 災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書	53

6.7 災害時における救援物資の提供に関する協定書	55
6.8 備蓄飲料水の供給に関する覚書	56
6.9 災害時における長南町と長南町社会福祉協議会との協力体制に関する協定書	57
6.10 災害時の情報交換に関する協定書	59
6.11 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	60
6.12 覚書（伊藤園）	61
6.13 災害時における一時避難所としての使用に関する協定書	62
6.14 災害時における応急復旧工事等に関する協定書	64
6.15 除雪等業務の協力に関する基本協定書	66
6.16 長南町と日本郵便株式会社との包括連携協定に係る取組内容	68
6.17 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書	69

【1. 総則・基本】

1. 総則・基本

1.1 長南町防災基本条例

平成 25 年 12 月 6 日条例第 30 号

(目的)

第1条 この条例は、長南町の防災対策について、基本理念及び基本となる中心的事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い安全なまちづくりを目指すことを目的とする。

(基本理念)

第2条 防災対策は、自らのことは自らが守る自助を基本とし、地域において互いに助け合う共助及び町が安全を確保する公助に基づき、町民、事業者及び町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して実施されなければならない。

2 防災対策に関する計画の策定及びその実施に当たっては、女性の参画を推進し、男女双方の視点を取り入れることにより、多様な主体の意見の反映に努めなければならない。

(地域防災計画)

第3条 長南町防災会議（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき置かれる市町村防災会議をいう。）は、前条の基本理念を長南町地域防災計画（同法第 2 条第 10 号の市町村地域防災計画をいう。）に反映させるよう努めなければならない。

(防災訓練)

第4条 町は、自主防災組織及び防災関係機関と連携し、総合的な防災訓練を実施するよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、前項のほか、町自治会等を単位とした防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(情報収集連絡体制などの整備等)

第5条 町は、災害時に備え、災害に関する情報を収集し、及びこれを伝達するための体制を整備するよう努めなければならない。

2 町民及び事業者は、災害に関する情報の収集、把握及び安全を確保するため、自らが災害に備えるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(物資の備蓄等)

第6条 町は、災害時に備え、必要な物資及び資器材を計画的に備蓄し、整備するとともに、災害時における円滑な運搬及び配給の体制を確保するよう努めなければならない。

(自主防災組織に対する支援)

第7条 町は、自主防災組織に対し、必要な支援及び協力をを行うことにより、その充実を図るとともに、その地域の防災活動において中心的な役割を担う人材の育成支援に努めなければならない。

(災害時要援護者の対策)

第8条 町、事業者、自主防災組織等は、災害時に備え、災害時要援護者に配慮した対策を推進するよう努めるものとする。

2 町は、関係機関と連携し、災害時要援護者に関する必要な情報を収集するよう努めなければならない。

(応急活動)

第9条 町は、災害時において、応急活動を行うための体制を確立し、国、県、町民、事業者、自主防災組織、防災関係機関、ボランティア等と連携を図り、予防対策が十分に発揮されるよう努めるとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 町民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、災害時において、相互に連携し、補完するこ

【1. 総則・基本】

とにより、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(避難所の開設等)

第10条 町は、災害時において、被災者の収容のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設するよう努めなければならない。

2 町は、避難所の運営に当たっては、自主防災組織、ボランティア等と連携し、特に災害時要援護者、女性、子ども等に配慮するよう努めなければならない。

(復旧・復興対策)

第11条 町は、災害により町内に甚大な被害が発生したときは、国、県、町民、事業者、自主防災組織、防災関係機関、ボランティア等と連携し、町民の生活の再建、町の復旧その他の復旧・復興に関する事業を迅速かつ計画的に実施するよう努めなければならない。

(他の地方公共団体への支援)

第12条 町は、他の地方公共団体において大規模な災害が発生したときは、相互協力の理念に基づき、必要な支援に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【1. 総則・基本】

1.2 長南町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 20 日

条例第 18 号

改正 昭和 55 年 10 月 1 日条例第 27 号 平成 10 年 10 月 1 日条例第 13 号
平成 12 年 3 月 14 日条例第 7 号 平成 25 年 3 月 11 日条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、長南町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長南町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 千葉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 千葉県警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する職にある者
 - (6) 教育長の職にある者
 - (7) 長生郡市広域市町村圏組合消防長及び消防団長の職にある者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) 女性の視点から防災に関する提言ができる者として町長が任命する者
 - (10) その他必要と認める関係機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、30 人以内とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、千葉県の職員、長南町の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 10 月 1 日条例第 27 号）

この条例は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 10 月 1 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

【1. 総則・基本】

附 則（平成 12 年 3 月 14 日条例第 7 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 11 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

【1. 総則・基本】

1.3 長南町防災会議委員名簿

平成28年2月1日現在

区分	区分内容	職名	住所	電話
1. 会長	町長	長南町長	長南町長南 2110	46-2111
2. 第1号委員	県職員	長生地域振興事務所長	茂原市茂原 1102-1	22-1711
3. 第1号委員	県職員	長生土木事務所長	〃	26-3702
4. 第1号委員	県職員	長生農業事務所長	〃	22-1751
5. 第1号委員	県職員	長生健康福祉センター長	〃	22-5167
6. 第2号委員	県職員	千葉県茂原警察署長	茂原市早野新田 7	22-0110
7. 第3号委員	指定地方行政機関の職員	関東農政局千葉支局 地方参事官	千葉市稻毛区 轟町 5-1-4	043-224-5611
8. 第4号委員	指定公共機関・ 指定地方公共機関の職員	長生都市広域市町村圏組合 水道部長	茂原市高師 395-2	23-9481
9. 第4号委員	指定公共機関・ 指定地方公共機関の職員	長生都市広域市町村圏組合 環境衛生課長	茂原市下永吉 2101	23-4944
10. 第4号委員	指定公共機関・ 指定地方公共機関の職員	東日本電信電話(株) 千葉事業部千葉支店長	千葉市美浜区中瀬 1-6NTT 幕張ビル 8 階	043-211-8652
11. 第4号委員	指定公共機関・ 指定地方公共機関の職員	東京電力(株) 茂原センター所長	茂原市八千代 2-3-1	38-6201
12. 第5号委員	副町長	長南町 副町長	長南町長南 2110	46-2111
13. 第5号委員	市町村職員	長南町 総務課長	〃	〃
14. 第5号委員	市町村職員	長南町 保健福祉課長	〃	〃
15. 第5号委員	市町村職員	長南町 産業振興課長	〃	〃
16. 第5号委員	市町村職員	長南町 建設環境課長	〃	〃
17. 第5号委員	市町村職員	長南町 ガス課長	〃	〃
18. 第6号委員	教育長	長南町 教育長	〃	〃
19. 第7号委員	消防長	長生都市広域市町村圏組合 消防長	茂原市茂原 598	24-0119
20. 第7号委員	消防団長	長生都市広域市町村圏組合 消防団長	〃	〃
21. 第8号委員	学識経験者	長生都市広域市町村圏組合 消防団 第9支団支団長	長南町野々 1617-2	47-0532
22. 第8号委員	自主防災組織	水沼区自主防災会初代会長	長南町水沼 725	46-0213
23. 第9号委員	女性の視点	町民代表	長南町茂原 288-1	47-0568
24. 第9号委員	女性の視点	町民代表	長南町野々 114	47-4004
25. 第10号委員	その他	陸上自衛隊高射学校 高射教導隊第2高射中隊長	千葉市若葉区 若松町 902	043-422-0221

※区分は、長南町防災会議条例第3条第6項による。

【2. 災害環境】

2. 災害環境

2.1 急傾斜地崩壊危険区域

平成 26 (2014) 年 6 月 10 日現在

地区名	所在地	指定面積 (平方メートル)	指定年月日	指定番号	告示番号
米満	米満	854	昭和 63 年 3 月 4 日	225	千第 179 号
地蔵前	長南	4,132.72	平成 20 年 4 月 11 日	493	千第 430 号

2.2 土砂災害警戒区域一覧

平成 28 年 2 月 1 日現在

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
1	長南町市野々	市野々7	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	西地区
2	長南町市野々	市野々21	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	西地区
3	長南町棚毛	棚毛6	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
4	長南町又富	又富1	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
5	長南町又富	又富11	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
6	長南町又富	又富15	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
7	長南町又富	又富16	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
8	長南町又富	又富18	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
9	長南町米満	米満9	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
10	長南町米満	米満4	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
11	長南町岩川	岩川6	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
12	長南町岩川	岩川5	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
13	長南町関原	関原7	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
14	長南町関原	関原9	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
15	長南町関原	関原10	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
16	長南町関原	関原2	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
17	長南町関原	関原4	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
18	長南町千田	千田17	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	豊栄地区
19	長南町笠森	笠森7	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
20	長南町深沢	深沢8	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
21	長南町深沢	深沢7	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
22	長南町深沢	深沢6	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
23	長南町深沢	深沢4	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
24	長南町深沢	深沢3	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
25	長南町笠森	笠森5	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
26	長南町笠森	笠森8	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
27	長南町笠森	笠森2	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
28	長南町笠森	笠森3	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
29	長南町蔵持	蔵持5	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
30	長南町蔵持	蔵持2	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区
31	長南町蔵持	蔵持3	急傾斜地の崩壊	H22.3.16	○	長南地区

【2. 災害環境】

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
32	長南町千田	千田 20	急傾斜地の崩壊	H22. 3. 16	○	豊栄地区
33	長南町坂本	坂本 13	急傾斜地の崩壊	H22. 3. 16	○	長南地区
34	長南町長南	長南 7	急傾斜地の崩壊	H22. 3. 16	○	長南地区
35	長南町坂本	坂本 7	急傾斜地の崩壊	H22. 3. 16	○	長南地区
36	長南町坂本	坂本 5	急傾斜地の崩壊	H22. 3. 16	○	長南地区
37	長南町坂本	坂本 16	急傾斜地の崩壊	H22. 3. 16	○	長南地区
38	長南町坂本	坂本 19	急傾斜地の崩壊	H22. 3. 16	○	長南地区
39	長南町坂本	坂本 18	急傾斜地の崩壊	H22. 3. 16	○	長南地区
40	長南町坂本	坂本 35	急傾斜地の崩壊	H22. 3. 16	○	長南地区
41	長南町蔵持	蔵持 14	急傾斜地の崩壊	H22. 3. 16	○	長南地区
42	長南町蔵持	蔵持 21	急傾斜地の崩壊	H22. 3. 16	○	長南地区
43	長南町長南	地蔵前 2	急傾斜地の崩壊	一部解除 (H25. 3. 26)	○	長南地区
44	長南町坂本	坂本 42	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 26	○	長南地区
45	長南町坂本	坂本 40	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 26	○	長南地区
46	長南町報恩寺	報恩寺 3	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 26	○	西地区
47	長南町報恩寺	報恩寺 4	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 26	○	西地区
48	長南町豊原	豊原 14	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 26	○	東地区
49	長南町水沼	水沼 9	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 26	○	西地区
50	長南町水沼	水沼 8	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 26	○	西地区
51	長南町佐坪	佐坪 7	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 26	○	西地区
52	長南町地引	地引 8	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 26	○	東地区
53	長南町市野々	市野々3	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 26	○	西地区
54	長南町千田	千田 2	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
55	長南町千田	千田 3	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
56	長南町千田	千田 18	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
57	長南町千田	千田 19	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
58	長南町棚毛	棚毛 4	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
59	長南町棚毛	棚毛 5	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
60	長南町棚毛	棚毛 7	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
61	長南町棚毛	棚毛 8	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
62	長南町棚毛	棚毛 10	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
63	長南町棚毛	棚毛 11	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
64	長南町棚毛	棚毛 12	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
65	長南町棚毛	棚毛 13	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
66	長南町棚毛	棚毛 14	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
67	長南町棚毛	棚毛 15	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
68	長南町棚毛	棚毛 16	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
69	長南町棚毛	棚毛 17	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
70	長南町棚毛	棚毛 21	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
71	長南町棚毛	棚毛 22	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
72	長南町又富	又富 2	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区

【2. 災害環境】

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
73	長南町又富	又富 3	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
74	長南町又富	又富 4	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
75	長南町又富	又富 5	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
76	長南町又富	又富 7	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
77	長南町又富	又富 8	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
78	長南町又富	又富 9	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
79	長南町又富	又富 10	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
80	長南町又富	又富 12	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
81	長南町又富	又富 13	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
82	長南町又富	又富 14	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
83	長南町棚毛	棚毛 18	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
84	長南町棚毛	棚毛 19	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
85	長南町棚毛	棚毛 20	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
86	長南町千田	千田 24	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
87	長南町千田	千田 25	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
88	長南町千田	千田 26	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
89	長南町千田	千田 27	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
90	長南町千田	千田 28	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
91	長南町千田	千田 29	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
92	長南町千田	千田 30	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
93	長南町棚毛	棚毛 29	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
94	長南町千田	千田 31	急傾斜地の崩壊	H24. 5. 22	○	豊栄地区
95	長南町千田	千田 1	急傾斜地の崩壊	H25. 1. 22	○	豊栄地区
96	長南町米満	米満	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
97	長南町米満	米満 2	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
98	長南町米満	米満 3	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
99	長南町米満	米満 5	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
100	長南町米満	米満 6	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
101	長南町米満	米満 7	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
102	長南町米満	米満 8	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
103	長南町米満	米満 10	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
104	長南町米満	米満 11	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
105	長南町米満	米満 12	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
106	長南町米満	米満 13	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
107	長南町米満	米満 14	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
108	長南町米満	米満 15	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
109	長南町米満	米満 16	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
110	長南町米満	米満 17	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
111	長南町今泉	今泉 1	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
112	長南町今泉	今泉 2	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
113	長南町今泉	今泉 3	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区

【2. 災害環境】

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
114	長南町今泉	今泉 4	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
115	長南町今泉	今泉 5	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
116	長南町今泉	今泉 6	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
117	長南町今泉	今泉 7	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
118	長南町今泉	今泉 8	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
119	長南町今泉	今泉 9	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
120	長南町今泉	今泉 10	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
121	長南町今泉	今泉 11	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
122	長南町今泉	今泉 12	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
123	長南町今泉	今泉 13	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
124	長南町今泉	今泉 14	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
125	長南町岩川	岩川 1	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
126	長南町岩川	岩川 2	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
127	長南町岩川	岩川 3	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
128	長南町岩川	岩川 4	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
129	長南町岩川	岩川 7	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
130	長南町岩川	岩川 8	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
131	長南町関原	関原 3	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
132	長南町千田	千田 9	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
133	長南町千田	千田 10	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
134	長南町千田	千田 14	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
135	長南町千田	千田 15	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
136	長南町千田	千田 16	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	—	豊栄地区
137	長南町棚毛	棚毛 23	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
138	長南町棚毛	棚毛 24	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
139	長南町棚毛	棚毛 25	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
140	長南町棚毛	棚毛 26	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
141	長南町棚毛	棚毛 27	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
142	長南町棚毛	棚毛 28	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
143	長南町棚毛	棚毛 30	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
144	長南町棚毛	棚毛 31	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
145	長南町棚毛	棚毛 32	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
146	長南町又富	又富 17	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
147	長南町本台	本台 1	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
148	長南町本台	本台 2	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
149	長南町本台	本台 3	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
150	長南町本台	本台 4	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
151	長南町本台	本台 5	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
152	長南町本台	本台 6	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
153	長南町本台	本台 7	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
154	長南町須田	須田 1	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区

【2. 災害環境】

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
155	長南町須田	須田 2	急傾斜地の崩壊	H25. 6. 4	○	豊栄地区
156	長南町坂本	坂本 1	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
157	長南町坂本	坂本 2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
158	長南町坂本	坂本 3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
159	長南町坂本	坂本 4	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
160	長南町坂本	坂本 8	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
161	長南町坂本	坂本 9	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
162	長南町坂本	坂本 20	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
163	長南町坂本	坂本 21	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
164	長南町坂本	坂本 39	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
165	長南町坂本	坂本 53	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
166	長南町坂本	坂本 56	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
167	長南町坂本	坂本 57	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
168	長南町坂本	坂本 58	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
169	長南町坂本	坂本 59	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
170	長南町坂本	坂本 60	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
171	長南町坂本	坂本 61	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
172	長南町坂本	坂本 62	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
173	長南町坂本	坂本 63	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
174	長南町坂本	坂本 64	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
175	長南町坂本	坂本 65	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
176	長南町坂本	坂本 66	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
177	長南町坂本	坂本 67	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
178	長南町坂本	坂本 68	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
179	長南町坂本	坂本 69	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
180	長南町関原	関原 1	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
181	長南町関原	関原 6	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
182	長南町関原	関原 11	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
183	長南町千手堂	千手堂 1	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
184	長南町千手堂	千手堂 2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
185	長南町千手堂	千手堂 3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
186	長南町千手堂	千手堂 4	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
187	長南町千手堂	千手堂 5	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
188	長南町千手堂	千手堂 6	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
189	長南町千田	千田 5	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	—	豊栄地区
190	長南町千田	千田 6	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
191	長南町千田	千田 7	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
192	長南町千田	千田 8	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
193	長南町千田	千田 11	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
194	長南町千田	千田 12	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
195	長南町千田	千田 13	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区

【2. 災害環境】

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	特別警戒区域の有無	避難地区名
196	長南町千田	千田 21	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
197	長南町千田	千田 22	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
198	長南町千田	千田 23	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	—	豊栄地区
199	長南町千田	千田 32	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
200	長南町千田	千田 33	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
201	長南町千田	千田 34	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
202	長南町千田	千田 35	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
203	長南町千田	千田 36	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	豊栄地区
204	長南町長南	長南 1	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
205	長南町長南	長南 2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
206	長南町長南	長南 3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
207	長南町長南	長南 5	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
208	長南町長南	長南 6	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
209	長南町長南	長南 9	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
210	長南町長南	長南 11	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
211	長南町長南	長南 12	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
212	長南町長南	長南 13	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
213	長南町長南	長南 14	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
214	長南町長南	長南 15	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
215	長南町長南	長南 16	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
216	長南町長南	長南 17	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区
217	長南町長南	長南 18	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	○	長南地区

【2. 災害環境】

2.3 土砂災害危険箇所一覧（急傾斜）

(平成 25 年 1 月 11 日現在)

箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域
II-3709	下小野田君ヶ谷	
II-3711	下小野田寺谷	
II-3708	下小野田川崎	
II-3710	下小野田部田	
II-3578	笠森觀音山	
II-3575	笠森橋戸	指定済
II-3580	笠森森ノ腰	指定済
II-3579	笠森町並	指定済
II-3576	笠森日ノ宮	
II-3574	笠森美猛	指定済
II-3577	笠森壁ノ脇	指定済
II-3573	笠森櫓前	
II-3719	関原財ヶ谷	
II-3720	関原財ヶ谷	指定済
II-3721	関原財ヶ谷	指定済
II-3716	関原仲谷	
II-3717	関原仲谷	指定済
II-3718	関原仲谷	指定済
II-3715	関原福出谷	指定済
II-3712	関原本郷	指定済
II-3713	関原本郷	指定済
II-3714	関原本郷	指定済
II-3551	岩川糠ヶ谷	指定済
II-3552	岩川糠ヶ谷	指定済
II-3549	岩川新堀	指定済
II-3550	岩川新堀	指定済
II-3553	岩川神曾	指定済
II-3554	岩川神曾	指定済
II-3555	岩撫外ヶ谷	
II-3556	岩撫君ヶ谷	
III-0322	給田	
II-3541	今泉井土	指定済
II-3543	今泉三反町	指定済
II-3542	今泉小谷	指定済
II-3547	今泉小谷	指定済
II-3544	今泉清水	指定済
II-3545	今泉清水	指定済
II-3538	今泉大谷	指定済
II-3539	今泉大谷	指定済
II-3548	今泉大谷	指定済
II-3540	今泉嶋田	指定済
II-3546	今泉梅木谷	指定済
III-0308	佐坪	
III-0309	佐坪	
III-0310	佐坪	
III-0311	佐坪	
II-3670	佐坪芋ヶ谷	
II-3682	佐坪永沼	
II-3673	佐坪口呂	
II-3676	佐坪根田	指定済
II-3674	佐坪赤闌	

箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域
II-3854	深沢梅田	
II-3853	深沢弁才天	指定済
II-3848	深沢本郷	指定済
II-3850	深沢本郷	
II-3878	須田新崎	指定済
II-3879	須田投松	指定済
II-3813	水沼岩ノ谷	
II-3814	水沼岩ノ谷	
II-3819	水沼岩ノ谷	
II-3825	水沼上楓谷	
II-3815	水沼菅沢	
II-3817	水沼菅沢	
II-3832	水沼通畠	
II-3824	水沼藤内谷	
II-3826	水沼南郷	
II-3827	水沼南郷	
II-3828	水沼南郷	
II-3829	水沼南郷	
II-3830	水沼南郷	
II-3831	水沼南郷	
II-3823	水沼楓谷	
II-3816	水沼平松	
II-3818	水沼平松	
I-1591	水沼堀之内	指定済
I-1592	水沼堀之内	指定済
II-3822	水沼堀之内	
II-3726	千手堂宮ノ前	指定済
II-3722	千手堂大谷	指定済
II-3725	千手堂大谷	指定済
II-3723	千手堂東谷	指定済
II-3724	千手堂東谷	指定済
II-3744	千田井山	指定済
II-3729	千田下川間	指定済
II-3730	千田下川間	
II-3739	千田三川下	指定済
II-3740	千田三川下	指定済
II-3734	千田三川谷	指定済
II-3735	千田三川谷	指定済
II-3741	千田上川間	指定済
II-3743	千田上川間	指定済
II-3738	千田仁久保	指定済
II-7100	千田仁久保	指定済
II-3733	千田吹羅	指定済
II-3736	千田吹羅	指定済
II-3737	千田吹羅	指定済
II-7099	千田吹羅	指定済
II-3745	千田千田原	指定済
II-3742	千田鍛冶屋谷	指定済
II-3746	千田池谷	指定済
II-3727	千田中川間	指定済
II-3728	千田中川間	指定済

【2. 災害環境】

箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域
II-3677	佐坪扇子谷		II-3731	千田八幡脇	指定済
II-3678	佐坪扇子谷		II-3732	千田八幡脇	指定済
II-3679	佐坪前ノ谷		II-3747	千田柳谷	指定済
II-3680	佐坪前ノ谷		III-0297	藏持	
II-3671	佐坪坪ノ内		III-0299	藏持	
II-3675	佐坪東谷		III-0301	藏持	
II-3672	佐坪白山		III-0302	藏持	
II-3681	佐坪北向		III-0304	藏持	
III-0315	坂本		III-0305	藏持	
III-0316	坂本		III-0306	藏持	
III-0317	坂本		III-0307	藏持	
III-1213	坂本	指定済 (坂本 53)	II-3612	藏持稻島	
III-1214	坂本		II-3603	藏持下田	
III-1215	坂本		II-3618	藏持鎌ヶ堀	
II-3669	坂本柿ノ下		II-3598	藏持岩井戸	
II-3640	坂本境部田	指定済	II-3599	藏持岩井戸	
II-3630	坂本栗木谷		II-3615	藏持佐別当	
II-3653	坂本検ヶ崎		II-3616	藏持佐別当	
II-3642	坂本原通		II-3609	藏持星谷	
II-3628	坂本佐敷前	指定済	II-3608	藏持浅草	
II-3629	坂本佐敷前	指定済	II-3619	藏持船ヶ嶋	
II-3624	坂本三谷	指定済	II-3620	藏持船ヶ嶋	
II-3623	坂本小金谷	指定済	II-3617	藏持中ノ谷	
II-3658	坂本小芝中		II-3596	藏持長所	
II-3667	坂本小谷		II-3597	藏持長所	指定済
II-3668	坂本小谷		II-3600	藏持南谷	
II-3647	坂本新敷		II-3604	藏持畠中	
II-3655	坂本水畠前	指定済	II-3605	藏持番町	
II-3656	坂本水畠前		II-3614	藏持望地谷	
II-3657	坂本水畠前		I-1583	藏持北谷	指定済
II-3633	坂本西蒲ヶ谷	指定済	II-3593	藏持北谷	
II-3664	坂本西谷		II-3595	藏持明神下	指定済
II-3650	坂本川島		I-1584	藏持毛久藏	指定済
II-3651	坂本川島		II-3607	藏持毛久藏	
II-3652	坂本川島		II-3601	藏持老田	
II-3631	坂本大黒		II-3602	藏持老田	
II-3632	坂本大黒		II-3610	藏持和泉谷	
II-3643	坂本大作		II-3611	藏持和泉谷	
II-3644	坂本大作		II-3613	藏持和泉谷	指定済
II-3646	坂本大城		II-3763	棚毛堰根	指定済
II-3648	坂本大城		II-3764	棚毛堰根	指定済
II-3649	坂本大城		II-7103	棚毛下木樵山	指定済
I-1585	坂本谷川間	指定済	II-3766	棚毛垣添	指定済
II-3663	坂本谷川間		II-3767	棚毛垣添	指定済
II-3639	坂本中谷	指定済	II-3762	棚毛近藤前	指定済
II-3625	坂本田宿	指定済	II-7107	棚毛原田	指定済
II-3626	坂本田宿		II-3761	棚毛向イ殿	指定済
II-3627	坂本田宿	指定済	II-3765	棚毛向イ殿	指定済
II-3634	坂本東蒲ヶ谷		II-3768	棚毛蛇ヶ谷	指定済
II-3635	坂本東蒲ヶ谷		II-7105	棚毛上宿	指定済
II-3636	坂本東蒲ヶ谷	指定済	II-7106	棚毛上宿	指定済
II-3637	坂本東蒲ヶ谷		II-3752	棚毛新生	指定済

【2. 災害環境】

箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域
II-3654	坂本日宮下		II-3753	棚毛新生	指定済
II-3638	坂本馬場	指定済	II-3758	棚毛仁王堂	指定済
II-3621	坂本八幡下	指定済	II-3759	棚毛仁王堂	指定済
II-3622	坂本八幡下	指定済	II-3760	棚毛仁王堂	指定済
II-3665	坂本兵坪		II-3749	棚毛団武ヶ谷	
II-3666	坂本兵坪		II-3757	棚毛団武ヶ谷	
II-3645	坂本峯岸		II-3756	棚毛西見田	指定済
II-3641	坂本柳谷	指定済	II-7108	棚毛池袋	指定済
II-3659	坂本利根里川田	指定済	I-1587	棚毛殿ヶ谷	指定済
II-3660	坂本脇ノ谷	指定済	II-3755	棚毛殿ヶ谷	指定済
II-3661	坂本脇ノ谷		II-3750	棚毛藤ノ沢	
II-3863	山内粟ノ須		II-3751	棚毛藤ノ沢	
II-3867	山内榎沢		II-7104	棚毛馬場谷	指定済
II-3868	山内榎沢		II-7101	棚毛木樵山	指定済
II-3861	山内岡部谷		II-7102	棚毛木樵山	指定済
II-3864	山内岡部谷		II-3704	地引古堰谷	
II-3857	山内岡立		II-3705	地引古堰谷	
II-3865	山内釜ヶ谷		II-3706	地引古堰谷	
II-3866	山内釜ヶ谷		II-3698	地引財物	
II-3858	山内宮本		II-3699	地引三立谷	
II-3859	山内宮本		II-3700	地引三立谷	
II-3860	山内山口		I-1586	地引寺家谷	指定済
II-7111	山内寺沢		II-3701	地引前畠	
II-3869	山内大道		II-3696	地引滝ノ谷	
II-3862	山内朝日		II-3697	地引滝ノ谷	
III-0312	市野々		II-3702	地引谷	
III-0313	市野々		II-3707	地引和田前	
III-0324	市野々		II-3748	竹林川田	
II-3517	市野々滑田		III-0288	長南	指定済(長南9)
I-1581	市野々宮ノ下	指定済	III-0298	長南	
II-3535	市野々汲田		II-3774	長南古沢	指定済
I-1582	市野々玉泉寺谷	指定済	II-3769	長南水道町	指定済
II-3510	市野々金谷		II-7110	長南打手	
II-3521	市野々広台		II-3770	長南滝ノ内	指定済
II-3512	市野々砂坂	指定済	II-7109	長南鍛冶滝	
II-3528	市野々篠ノ谷		I-0830	長南地蔵前	
II-3520	市野々三丁坂		I-0831	長南地蔵前	指定済
II-3522	市野々山田		II-3772	長南中城	指定済
II-3525	市野々小堀		II-3771	長南武田	指定済
II-3529	市野々城ノ内		II-3773	長南六郷谷	指定済
II-3523	市野々深作		I-0833	米満	指定済
II-3534	市野々須釜堀		II-3876	米満宮田	指定済
II-3519	市野々清水		II-3873	米満宿	指定済
II-3513	市野々多感台		I-0832	米満曾入道	指定済
II-3511	市野々大久保		II-3874	米満中村	指定済
II-3514	市野々滝ノ上		II-3875	米満中村	指定済
II-3515	市野々滝ノ上		II-3877	米満富永	指定済
II-3526	市野々中嶋		II-3872	米満部田	指定済
II-3527	市野々中嶋		II-3870	米満坊谷	指定済
II-3518	市野々長川原		II-3871	米満坊谷	指定済
II-3537	市野々東谷入口		III-0303	報恩寺	
II-3524	市野々堂下		III-1211	報恩寺	
II-3536	市野々堂下		III-1216	報恩寺	

【2. 災害環境】

箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域
II-3532	市野々棒坂		II-3843	報恩寺稻敷	
II-3533	市野々棒坂		I-1593	報恩寺宮ノ下	指定済
II-3531	市野々棒辺田		I-1594	報恩寺寺部田	指定済
I-1389	芝原		II-3842	報恩寺谷	
II-3695	芝原瓜谷		III-0318	豊原	
II-3685	芝原蚊谷		III-0319	豊原	
II-3684	芝原広ヶ谷		III-0320	豊原	
II-3683	芝原師保沢		III-0321	豊原	
II-3689	芝原談所		III-1217	豊原	
II-3686	芝原中谷		II-3791	豊原庵	
II-3687	芝原中谷		II-3792	豊原庵	
II-3688	芝原中谷		II-3786	豊原一反所	
II-3693	芝原東谷		II-3787	豊原猿田	
II-3694	芝原東谷		II-3789	豊原下手	
II-3690	芝原八坂		II-3793	豊原下谷	
II-3691	芝原八坂		II-3794	豊原下谷	
II-3692	芝原八坂		II-3785	豊原御判前	
III-0323	小生田		II-3778	豊原向ヶ谷	
III-1218	小生田		I-1588	豊原上ノ谷	指定済
II-3560	小生田一丁目		II-3776	豊原針ヶ沢	
II-3570	小生田引関		II-3777	豊原針ヶ沢	
II-3571	小生田引関		II-3782	豊原西谷下	
II-3564	小生田堰前		II-3783	豊原西表	
II-3567	小生田猿田見		II-3780	豊原川越谷	
II-3565	小生田御堂谷		II-3781	豊原川越谷	
II-3566	小生田御堂谷		II-3784	豊原川越谷	
II-3561	小生田南下		II-3775	豊原池田	
II-3562	小生田南下		II-3779	豊原中谷	
II-3568	小生田南谷		II-3790	豊原の場	
II-3569	小生田南谷		II-3856	本台井戸谷	指定済
II-3572	小生田富士下		II-3855	本台善太谷	指定済
II-3563	小生田木壳谷		II-3801	又富久保田	指定済
II-3559	小沢丸龜		II-3802	又富久保田	指定済
II-3557	小沢広末		II-3803	又富広町	指定済
II-3558	小沢春日部田		II-3800	又富三本松	
II-3581	上小野田金井田		II-3798	又富水ノ口	指定済
II-3583	上小野田星谷部田		II-3799	又富水ノ口	指定済
II-3589	上小野田西部田		II-3808	又富大通	指定済
II-3590	上小野田西部田		II-3809	又富大通	指定済
II-3591	上小野田西部田		II-3810	又富中ヶ谷	指定済
II-3587	上小野田川間		II-3811	又富中ヶ谷	指定済
II-3588	上小野田川間		II-3812	又富中ヶ谷	指定済
II-3592	上小野田滝尻		I-1589	又富中郷	指定済
II-3582	上小野田中谷		I-1590	又富天神下	指定済
II-3585	上小野田中谷		II-3804	又富天神下	指定済
II-3586	上小野田長土路		II-3796	又富棒屋敷	指定済
II-3584	上小野田野口		II-3797	又富棒屋敷	指定済
III-0289	深沢		II-3806	又富名閑谷	指定済
III-0290	深沢		II-3807	又富名閑谷	指定済
III-0291	深沢		III-0300	茗荷沢	
III-0292	深沢		II-3833	茗荷沢夷谷	
III-0293	深沢		II-3834	茗荷沢夷谷	
III-0294	深沢		II-3837	茗荷沢灰ヶ谷	

【2. 災害環境】

箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域
III-0295	深沢	
III-0296	深沢	
II-3846	深沢栗ノ木前	
II-3847	深沢栗ノ木前	
II-3849	深沢向谷	指定済
II-3851	深沢弘法	指定済
II-3852	深沢東谷	指定済

箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域
II-3841	茗荷沢宮山	
II-3835	茗荷沢坂ノ下	
II-3836	茗荷沢西谷	
II-3840	茗荷沢村ノ台	
II-3839	茗荷沢福田	
II-3838	茗荷沢鑓鞴谷	

2.4 土砂災害危険箇所一覧（土石流）

(平成 25 年 2 月 1 日現在)

溪流番号	溪流名	水系名	河川名	所在地	土砂災害警戒区域
42701402	瓜谷	一宮川	植生川	瓜谷	
42700202	永沼沢	一宮川	佐坪川	永沼	
42700402	下小野田沢	一宮川	植生川	下小野田	
42700502	給田沢	一宮川	植生川	給田	
42701301	小生田下沢	一宮川	小生田川	小生田下	
42700602	小生田上沢 (1)	一宮川	小生田川	小生田上	
42700701	小生田上沢 (2)	一宮川	小生田川	小生田上	
42700802	小生田上沢 (3)	一宮川	小生田川	小生田上	
42700902	小生田上沢 (4)	一宮川	小生田川	小生田上	
42701002	小生田上沢 (5)	一宮川	小生田川	小生田上	
42701102	小生田上沢 (6)	一宮川	小生田川	小生田上	
42701202	小生田中和沢	一宮川	小生田川	小生田中和	
42700302	上小野田沢	一宮川	植生川	上小野田	
42701602	深沢 (2)	一宮川	水上川	深沢	
42701702	深沢 (3)	一宮川	水上川	深沢	
42701802	深沢 (4)	一宮川	水上川	深沢	
42701902	深沢 (1)	一宮川	水上川	深沢	
42702002	深沢 (5)	一宮川	水上川	深沢	
42702102	蔵持四番組沢 (2)	一宮川	三途川	蔵持四番組	
42702202	蔵持四番組沢 (1)	一宮川	三途川	蔵持四番組	
42700102	堀田沢	一宮川	植生川	堀田	
42701502	利根里沢	一宮川	鶴枝川	利根里	

【2. 災害環境】

2.5 山腹崩壊危険箇所一覧

(平成 22 年 7 月 6 日現在)

地区番号	大字	字
001	今泉	南谷
002	米満	富永
003	米満	曾入道
004	米満	宿
005	長南	愛宕山
006	蔵持	和泉谷
008	蔵持	毛久藏
009	竹林	前原
010	岩撫	外ノ谷
011	水沼	菅沢
012	水沼	岩ノ谷
013	水沼	池前
014	山内	岡部立谷
015	豊原	堰谷
016	豊原	下根方
017	芝原	談所
018	下小野田	川崎
020	上小野田	二本榎
021	小生田	南下
022	佐坪	柳沢
023	市野々	佐ノ谷
024	佐坪	多感台
025	山内	岡部谷
026	水沼	楓谷
027	小沢	上谷
028	報恩寺	宮の下
029	茗荷沢	油免
030	長南	打手
031	長南	椎木谷
032	坂本	小谷
033	中原	辺田
034	坂本	利根利川間
035	坂本	西谷
036	坂本	利根利中
037	坂本	脇の谷
038	蔵持	稻島
039	佐坪	北向
040	芝原	東谷
041	市野々	前原
042	佐坪	坪の内
043	佐坪	東谷
044	佐坪	赤関
045	佐坪	芋ヶ谷
046	茗荷沢	大関谷
047	茗荷沢	たたら谷
048	茗荷沢	夷谷
049	茗荷沢	坂/下
050	長南	上宿
051	長南	古沢
052	長南	地蔵堂
053	上小野田	中谷

地区番号	大字	字
054	上小野田	滝尻
055	上小野田	西部田
056	水沼	平田
057	水沼	南郷
058	蔵持	姥田
059	蔵持	(集会所)
060	市野々	滑田
061	市野々	清水
062	千田	鍛冶屋谷
063	千田	井山
064	小生田	唐花
065	小生田	南谷
066	給田	表
067	坂本	大城
068	山内	釜/谷
069	佐坪	古御所
070	佐坪	亀ノ谷(1)
071	佐坪	亀ノ谷(2)
072	米満	曾入道
073	芝原	志保沢
074	水沼	楓谷
075	山内	寺沢
076	茗荷沢	永酒田
077	長南	新寺谷
078	上小野田	東部田
079	深沢	岩川
080	深沢	弘法
081	坂本	東蒲ヶ谷
082	長南	仲宿
083	本台	井戸谷
084	深沢	東谷
085	小沢	寺下
086	水沼	岩ノ谷
087	坂本	栗木谷
088	坂本	川島
089	茗荷沢	辻の前
090	閑原	仲谷
091	岩川	神曾
092	棚毛	新生
093	蔵持	神明下
094	又富	中郷
095	坂本	原通
096	小生田	御堂谷
097	市野々	大久保
098	山内	朝日
099	山内	朝日
100	長南	西谷
101	蔵持	岩部谷
102	下小野田	君ヶ谷
103	千田	八幡脇

【2. 災害環境】

2.6 災害危険区域内の要配慮者利用施設等一覧

(平成 28 年 2 月 1 日現在)

災害区分	施設名称	所在地	連絡先
土砂災害警戒区域	長南町老人いこいの家	長南 2474-2	0475-46-1941
土砂災害特別警戒区域	長生学園幼稚園	長南 379	0475-46-1501
土砂災害特別警戒区域	豊栄小学校	米満 101	0475-46-2141
急傾斜地崩壊危険箇所	長南中学校	長南 2060	0475-46-1190

【3. 災害情報】

3. 災害情報

3.1 気象情報発表基準

発表官署：銚子地方気象台

(平成 28 年 2 月 1 日現在)

府県予報区：千葉県		一時細分区域：北東部	二次細区域：長南町
市町村等をまとめた地域：山武・長生			
警報	大雨 (浸水害)	雨量基準	1 時間雨量 50mm
	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	156
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 50mm
		流域雨量指数基準	埴生川流域=12、一宮川流域=22
		複合基準	—
注意報	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 20cm
	大雨	雨量基準	1 時間雨量 30mm
		土壤雨量指数基準	115
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 30mm
		流域雨量指数基準	埴生川流域=6、一宮川流域=18
		複合基準	—
注意報	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	低温	夏期（最低気温）：銚子地方気象台で 16°C 以下 の日が 2 日以上継続 冬期（最低気温）：銚子地方気象台で -3°C 以下、千葉特別地域気象観測所で -5°C 以下	
	霜（最低気温）	4 月 1 日～5 月 31 日 最低気温 4°C 以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
	記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm

【3. 災害情報】

3.2 防災関係機関連絡先一覧

(平成 28 年 2 月 1 日現在)

名称	所在地	電話番号 *防災無線	FAX *防災無線
千葉県			
千葉県庁 (危機管理課)	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2191 *500-7314	043-222-1127 *500-7298
千葉県精神保健福祉センター	千葉市中央区仁戸名町 666-2	043-263-3891	043-265-3963
長生地域振興事務所	茂原市茂原 1102-1	0475-22-1711 *507-721	0475-24-0459 *507-722
長生健康福祉センター	茂原市茂原 1102-1	0475-22-5167 *507-741	0475-24-3149 *507-742
長生土木事務所	茂原市茂原 1102-1	0475-24-4521 *507-731	0475-25-3343 *507-732
長生農業事務所	茂原市茂原 1102-1	0475-25-1141 *507-751	0475-24-9840 *507-752
東上総教育事務所	茂原市八千代 2-10	0475-23-8125 *577-721	0475-25-3143 *577-722
北部林業事務所	山武市富田卜 1177-7	0475-82-3121 *583-721	0475-82-4463 *583-722
東部家畜保健衛生所	東金市川場 1105-3	0475-52-4101	0475-52-3335
千葉県動物愛護センター	富里市御料 709-1	0476-93-5711	0476-93-5326
茂原警察署	茂原市早野新田 7	0475-22-0110	—
〃 長南駐在所	長南町長南 2050-6	0475-46-1193	—
自衛隊・指定地方行政機関			
陸上自衛隊下志津駐屯地 高射学校	千葉市若葉区若松町 902	043-422-0221 *500-9631	043-422-0221 *500-9632
陸上自衛隊習志野駐屯地 第1空挺団	船橋市藁円台 3-20-1	047-466-2141 *632-721	047-466-2141 *632-722
関東農政局千葉支局地方参事官室 総括・管理担当グループ 総括チーム	千葉市中央区本千葉町 10-18	043-224-5611 *656-721	043-227-7135 *656-722
銚子地方気象台	銚子市川口町 2-6431	0479-23-7705 *178-721	0479-22-0074 *178-722
指定公共機関・指定地方公共機関			
日本赤十字社 千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531 500-9651	043-248-6812 500-9652
東京電力(株)茂原センター	茂原市八千代 2-3-1	38-6201	—
東日本電信電話株式会社	千葉市美浜区中瀬 1-6	043-211-8652 *500-9271	043-213-6065 *500-9722
日本放送協会千葉放送局	千葉市中央区千葉港 5-1	043-227-7311 *500-7393	043-203-0576 *500-7394
千葉テレビ放送(株)技術局技術部		043-122-6685 *500-9701	043-231-3125 *500-9702
(株)ベイエフエム 技術部		043-297-7847 500-9711	043-351-7862 500-9712
日本郵便(株)長南郵便局	長南町長南 2393	0475-46-0001	0475-46-2385
日本通運(株)千葉支店	千葉市中央区今井 1-14-22	043-226-7605	—
(一社)千葉県トラック協会	千葉市美浜区新港 212-10	043-247-1131 *654-721	043-246-7372 *654-722
(一社)千葉県バス協会	千葉市美浜区新港 212-2	043-246-8151 *654-731	043-241-0548 *654-732
(一社)千葉県L Pガス協会	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-1725	—

【3. 災害情報】

名称	所在地	電話番号 *防災無線	FAX *防災無線
東日本高速道路(株)市原管理事務所	市原市村上 815	0436-21-0091	—
一部事務組合・公共的団体等			
長生郡市広域市町村圏組合			
事務局総務課	茂原市下永吉 2101	0475-23-0107	0475-24-1144
環境衛生センター	茂原市下永吉 2101	0475-23-4944	0475-26-1113
水道部	茂原市高師 395-2	0475-23-9481 *669-721	0475-23-9440 *669-722
長生病院	茂原市本納 2777	0475-34-2121	0475-34-4710
消防本部	茂原市茂原 598	0475-24-0119 *623-721	0475-24-1725 *623-722
西消防署	長南町千田 495-2	0475-46-1196	0475-46-4905
(社福)長南町社会福祉協議会	長南町長南 2110	0475-46-3391	0475-40-4050
(一社)茂原市長生郡医師会	茂原市八千代 1-5-4 長生郡市保健センター内	0475-24-3285	0475-24-3286
(一社)茂原市長生郡歯科医師会	茂原市小林 3707-18	0475-26-5211	0475-26-5212
(一社)外房薬剤師会	茂原市高師 189-7	0475-47-2581	0475-47-2582
長生農業協同組合	茂原市高師 1153	0475-24-5111	475-22-5715
長南町商工会	長南町長南 2528-2	0475-46-0188	—
小湊バス(株)長南営業所	長南町長南 2119	0475-46-3581	0475-46-3580
関東天然瓦斯開発(株)茂原鉱業所	茂原市茂原 661	0475-23-1313	0475-24-3330
合同資源産業(株)千葉事業所	長生村七井土 1365	0475-32-1111	0475-32-1115

【3. 災害情報】

3.3 県への報告一覧

報告の種類	報告機関	報 告 の 内 容	報告時期・方法
災害緊急報	町(総務班) 消防本部	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報の後、詳細が判明の都度、直ちに[電話、FAX]
	町(各班) 防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	
災害総括報告	定報時告	町(総務班) 被害情報及び措置情報の全般的な情報を定期的に報告 1 被害情報 市域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで[電話、FAX及び端末入力]
		同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 市内の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害額情報 市内の施設被害及び産業別被害額	応急対策終了後 10日以内 [端末入力及び文書]
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
部門別被害額総括報告	町(各班) 防災関係機関	各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後 10日以内[文書等]
災害詳細報告	市(総括班) 消防本部	災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時・場所・原因等)及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで[電話、FAX及び端末入力]
	町(各班)	農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定期的に報告	
	防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	①②同上 [電話、FAX]

(注) 防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関

【3. 災害情報】

及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

3.4 災害緊急報告様式

様式 1-1

災害緊急報告 [市町村]

第 報

月 日 時 分現在

災害種類			報告機関	
覚知日時	月 日 時 分覚知		報告者	TEL

※支部への報告 未 済

庁舎等の状況				
庁舎での執務	可 不可	備考		
防災無線使用	可 不可	電気	通常電源・非常電源・その他 []	
災害規模概況(人的被害及び住家被害に重点を置き記入すること)				
死傷者	<input type="checkbox"/> 死者 () 人	<input type="checkbox"/> 行方不明者 () 人	<input type="checkbox"/> 負傷者 () 人	
住家被害	<input type="checkbox"/> 全壊 () 棟	<input type="checkbox"/> 半壊 () 棟	<input type="checkbox"/> 床上浸水 () 棟	
【判明事項】	火災発生 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無、延焼(可能性) : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無、津波の発生 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
応急対策の状況(当該災害に係る応急対策が充分であるかに留意して記入すること)				
消防、水防、救急・救助等 消防機関の活動状況				
県、他の市町村等への応援要請	未済	要請内容		
		区域		
自衛隊の災害派遣要請	未済	要請内容		
		区域		
ボランティアセンター設置状況	有 無			
ボランティアの活動状況				
その他関連事項				
措置情報				
災害対策本部設置(本部設置前名称 :)				
設置日時	月 日 時 分	出動人員	消防職員延べ 人	消防団員延べ 人
津波注意報・警報	①住民への伝達：市町村防災行政無線等 (時 分)、広報車 (台) ②沿岸パトロール：市町村車両 (台)、消防関係車両 (台)			
避難等	避難種別	指示 勧告 自主避難	理由	
	避難日時	月 日 時 分	避難先	
	避難地区名		世帯数	(人)
	警戒区域の設定区域名		避難所	箇所開設、 世帯 人収容
	避難所状況			

注 覚知後、分かる範囲で迅速に報告することとし、詳細は以後判明の都度報告すること

【3. 災害情報】

3.5 災害派遣要請様式

(知事への自衛隊災害派遣部隊要請の様式)

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

長南町長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情況及び派遣を要請する事由

（1）災害の情況

（2）派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 （ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）活動希望区域

（2）活動内容

4 その他参考となるべき事項

【3. 災害情報】

(知事への自衛隊災害派遣部隊撤収の様式)

第 号
年 月 日

千葉県知事
様

長南町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり
派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

【3. 災害情報】

3.6 被害の認定基準

被 害 区 分		認 定 基 準 等
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したこと が確実なものとする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療 を要する見込みのものとする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者うち1月未満で治療で きる見込みのものとする。
		※ 住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを 問わない。
住 家 被 害	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋 没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、 具体的には、住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達 した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、 その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大 規 模 半 壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当 該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表 し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半 壊	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だ しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延 床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占め る損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただ し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積によ り一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害		非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これら の施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたものののみを記入するものとする。
公 共 建 物		例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
そ の 他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他	田 の 流 失 ・ 埋 没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稻の先端が見えなくなる程度に水につかたるものとする。
	畑の流失・埋没、 畑 の 冠 水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の 用に供する施設とする。
	病 院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの。）をいう。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いた ものとする。
	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の 河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設もしくは 沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

【3. 災害情報】

被 害 区 分		認 定 基 準 等
被 害	港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及び屎尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	断 水 戸 数	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	水 道 施 設	※断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 壁	倒壊したブロック壁又は石壁の箇所数とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	火 灾 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告すること。
被 害 額		
	公 立 文 教 施 設	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
其 他 の 被 害 額	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
其 他 の 被 害 額	農 产 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 产 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 产 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 产 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

注：千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告マニュアル」による。（※を除く）　　具体例等については、省略

【3. 災害情報】

3.7 長南町罹災証明書交付規程

平成 22 年 10 月 1 日規程第 16 号

(趣旨)

第1条 この規程は、水災、風災、地震、その他の災害（以下「災害」という。）によって生じた被害の証明書（以下「罹災証明書」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(証明書の申請)

第2条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書（交付・再交付）申請書（別記第1号様式）に被害状況の写真及び位置図を添えて、町長に申請しなければならない。

(証明書の交付)

第3条 町長は、前条に掲げる申請書が提出されたときは、内容を審査の上、罹災証明書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(交付の特例)

第4条 罹災証明書等の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該証明書等への証明をもって前条の規定による交付に代えることができる。

(証明事項)

第5条 罹災証明書等で証明する事項は、災害による罹災に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

【3. 災害情報】

別記第1号様式（第2条関係）

罹災証明書（交付・再交付）申請書

年　月　日

長南町長　　様

申請者

住 所

氏 名

印

次のとおり罹災したことを証明願います。

罹 災 日	年 月 日
罹 災 場 所	長南町
罹 災 内 容	
罹 災 原 因	台風　　洪水　　崩土　　地震　　津波　　その他 ()
罹 災 程 度	
証明書必要部数	部
添 付 書 類	写真及び位置図

【3. 災害情報】

第2号様式（第3条関係）

罹災証明書

住 所

氏 名

罹 災 日	年 月 日
罹 災 場 所	長南町
罹 災 物 件	
罹 災 原 因	台風 洪水 崩土 地震 津波 その他 ()
罹 災 程 度	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

長南町長

印

【4. 防災資源】

4. 防災資源

4.1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(1) 緊急避難場所・避難所

地区名	施設名	所在地	緊急避難場所				避難所
			大火災	地震	洪水	土砂災害	
長南地区	長南中学校	長南町長南 2060	○	○	○	—	1,700 人
	長南小学校	長南町長南 770-1	○	○	○	○	1,000 人
	中央公民館	長南町長南 2125	—	—	○	○	300 人
豊栄地区	豊栄小学校	長南町米満 101	○	○	○	※	800 人
東地区	東小学校	長南町地引 1239	○	○	○	○	1,000 人
西地区	西小学校	長南町佐坪 1351	○	○	○	○	1,100 人
	陸上競技場	長南町報恩寺 547-1	○	○	—	—	—

(注) 「○」は指定、「—」は指定外、「***人」は指定施設の収容可能人数

※豊栄小学校は土砂災害危険区域にかかるため、土砂災害のおそれがある場合は、避難経路、避難者収容部分を限定し、誘導や危険度確認を行う職員を配置した上で開設する。

(2) 福祉避難所

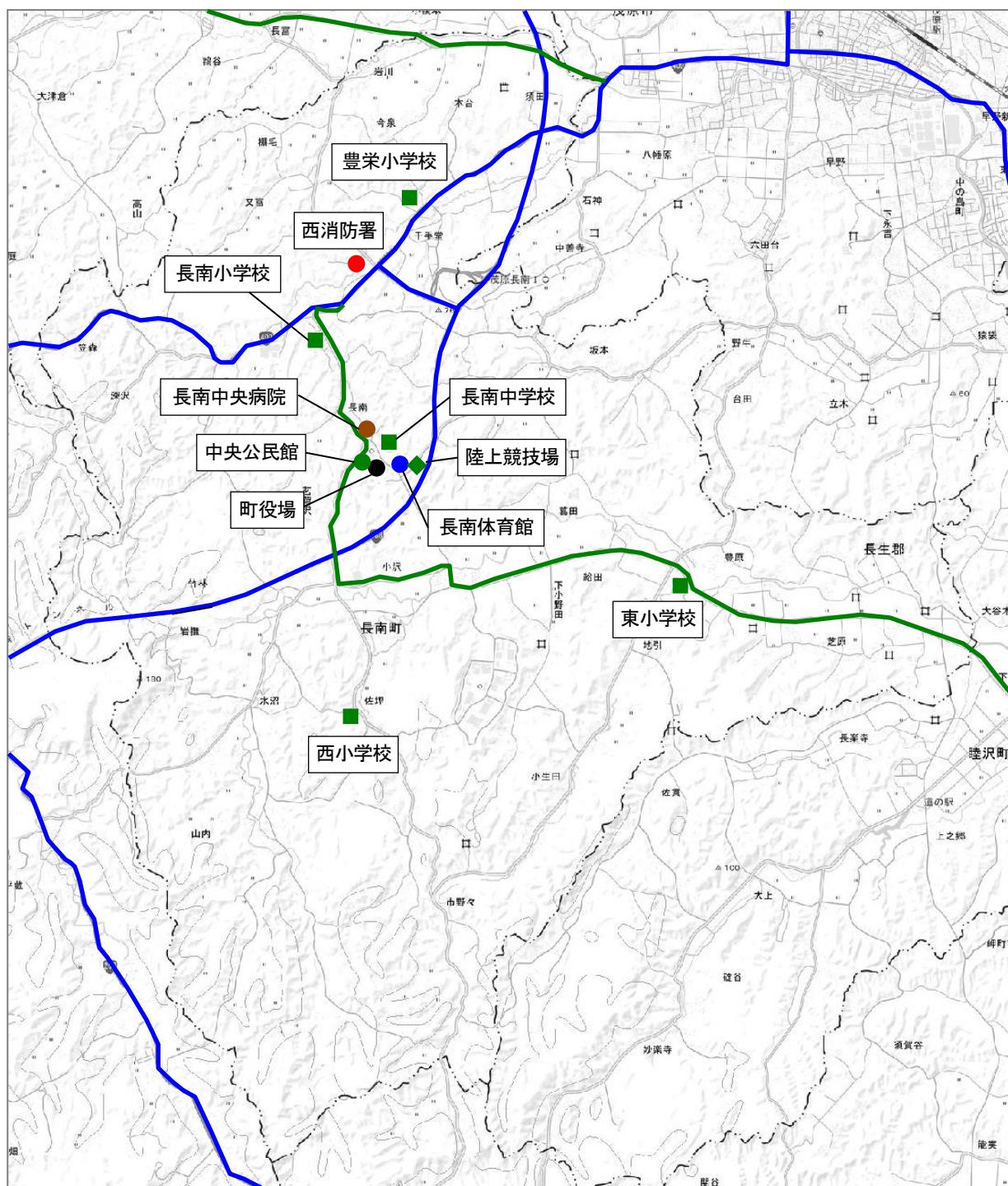
種別	施設名	所在地	備考
コミュニティ施設	農村環境改善センター	報恩寺 559	

4.2 臨時ヘリコプター臨時離発着場

名称	所在地		施設管理者	広さ		備考
	地名・地番	座標		幅×長さ(m)	区分	
長南町陸上競技場	報恩寺 547-1	N35, 23, 06 E140, 14, 28	町教育委員会	150×100	大	最寄消防署から 3200m

【4. 防災資源】

4.3 防災関連施設等分布図



《凡例》

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ● 指定避難所 | ■ 指定緊急避難場所・避難所 |
| ◆ 指定緊急避難場所・ヘリコプター臨時離着陸場 | |
| ● 町役場 | ● 病院 |
| ● 消防署 | ● 応援拠点 |
| — 緊急輸送道路 (一次) | — 緊急輸送道路 (二次) |

【5. 実施要領・様式】

5. 実施要領・様式

5.1 避難所運営様式（避難所開設状況報告）

避難所開設状況報告

※第1報においては、分かるものだけで報告してかまいません。

災害対策本部報告先

F A X

T E L

避難所名			開設日時		
報告者名			報告日時		
受信手段	・FAX（番号 ） ・伝令		・TEL（番号 ） ・その他（ ）		
避難者数	約（ ）人		避難世帯数	約（ ）世帯	
けが人・ 要配慮者 の状況	けが人	・あり（ 人）	・なし	・未確認	
	要配慮者	・あり（ 人）	・なし	・未確認	
施設 の 状況	建 物	・被害あり（概要 ） ・被害なし（軽微な被害） ・未確認			
	ライフライン	・電話不通	・停電	・断水	・ガス停止
周辺 の 状況	建物倒壊	・あり（約 件）	・なし	・未確認	
	延 燃	・延焼中（約 件）	・大火の危険あり	・なし	・未確認
	土砂崩れ	・あり（約 箇所）	・危険箇所あり	・なし	・未確認
	道路状況	・通行不可	・片側のみ通行可	・渋滞あり	・通行可
その他の 必要な 報告事項					
参集した 避 難 所 担 当 職 員 等 の 氏 名					
参集した 施 設 管 理 者 等 の 氏 名					

【5. 実施要領・様式】

5.2 避難所運営様式（避難者カード）

整理番号	
------	--

避 難 者 カ ー ド

登録処理	確認
入 所	
退 所	

※太枠の中を記入してください。変更が生じた場合は申し出てください。

避難所名	入所年月日 時 間		平成 年 月 日 時 分					
住所	(区名) <input type="checkbox"/> 市(町・村)内在住 <input type="checkbox"/> 市(町・村)外在住							
電話	自宅： () 携帯： ()							
この避難所にいる家族	連絡代表者	ふりがな 氏 名	続柄	年齢	性別	健康状態等		
			一		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要援護 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気	
	2				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要援護 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気	
	3				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要援護 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気	
	4				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要援護 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気	
	5				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要援護 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気	
	6				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要援護 (支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など)	<input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 病気	
	7					所在 → <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明		
	8					所在 → <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明		
	9					所在 → <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明		
10					所在 → <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明			
避難手段	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車・オートバイ <input type="checkbox"/> 自動車 (車種： No.：)							
家屋被害	<input type="checkbox"/> 被害あり <input type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> 不明			ペット同行避難	<input type="checkbox"/> 有 (種類：) <input type="checkbox"/> 無			
緊急連絡先 (親族など)	住所： 氏名： (続柄：) 電話： ()							
特記事項 (病気等の留意点など)								
安否の問合せがあった場合、住所・氏名を公表してもよいですか？					<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			

(避難所記入欄)

退所年月日 時 間	平成 年 月 日 時 分	
転出先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 親族・友人宅 <input type="checkbox"/> 仮設住宅 <input type="checkbox"/> その他	住所： 氏名： 電話： ()

【5. 実施要領・様式】

5.3 避難所運営様式（食料・物資依頼票）

食料・物資依頼票

No.

避 難 所 名			
依 賴 者	氏名： (町職員、施設勤務職員、区・自治会・自主防災組織役員・その他)		
依 賴 日 時	月	日	時 分
避難所連絡先	T E L :	F A X :	

分類	品 目	必要数	備 考
食料	アルファ米	食	
	クラッカー	食	
	おかゆ	食	
	粉ミルク	人分	
飲料	水 (ペットボトル)	本	500ml
物資	毛布	枚	
	子供用おむつ	人分	
	大人用おむつ	人分	
	おしりふき	人分	
	哺乳瓶	本	
	生理用品	人分	
	トイレットペーパー	巻	

【5. 実施要領・様式】

5.4 規制除外車両事前届出書

第8号様式	(警察署)	受理番号	号	災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	第 号
				規制除外車両事前届出書	左記のとおり事前届出を受けたことを証する	
				年 月 日	年 月 日	
				申請者住所 (電話) 氏名	千葉県公安委員会 印	
				自動車登録番号	(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときは、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。	
				車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては輸 送人員又は品名を 記載)	2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、 破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付 受けてください。	
				使用者 住所 氏名	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廢車となつたとき。 (3) その他、交通規制対象除外車両としての必要性がなくなったと き。	
				出発地		
				(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明す る書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してくださ い。		
				備考 1: 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。		
				2: 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする		

【5. 実施要領・様式】

5.5 規制除外車両確認申請書

第10号様式

(警察署) 第 号

		規制除外車両確認申請書	
		年 月 日	
千葉県公安委員会 様		申請者 住所	
		氏名	印
自動車登録番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)			
使用者	住所	() 局番	
	氏名		
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間		
通行経路	出発地	目的 地	
備考			

備考:用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

警察署)		受理番号	号	災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	第 号																						
千葉県公安委員会 様		申請者住所	印	緊急通行車両等事前届出書	緊急通行車両等事前届出書	左記のとおり事前届出を受けたことを証する年月日																						
委託	<input type="checkbox"/>	氏名		千葉県公安委員会	印	年月日																						
自動車登録番号		<table border="1"> <tr> <td>1 警報(機械加算)の発令、伝達、避難の勧告、指示</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>2 消防、水防その他の応急措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 救難(救護)、救助その他保護</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 児童・生徒の応急教育</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 施設、設備その他保護衛生等の措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 緊急輸送確保のための措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具列に當該に記載)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 緊急輸送(人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 品名 1 食料・食料 2 建築材料 3 附・良具 4 日用品 5 医薬品 6 その他()</td> <td></td> </tr> </table>					1 警報(機械加算)の発令、伝達、避難の勧告、指示	備考	2 消防、水防その他の応急措置		3 救難(救護)、救助その他保護		4 児童・生徒の応急教育		5 施設、設備その他保護衛生等の措置		6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置		7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持		8 緊急輸送確保のための措置		9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具列に當該に記載)		10 緊急輸送(人)		※ 品名 1 食料・食料 2 建築材料 3 附・良具 4 日用品 5 医薬品 6 その他()	
1 警報(機械加算)の発令、伝達、避難の勧告、指示	備考																											
2 消防、水防その他の応急措置																												
3 救難(救護)、救助その他保護																												
4 児童・生徒の応急教育																												
5 施設、設備その他保護衛生等の措置																												
6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置																												
7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持																												
8 緊急輸送確保のための措置																												
9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具列に當該に記載)																												
10 緊急輸送(人)																												
※ 品名 1 食料・食料 2 建築材料 3 附・良具 4 日用品 5 医薬品 6 その他()																												
使用者	住所	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察本部、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会(警察署又は警察本部交通規制課経由)に届け出でください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。																										
出発地	備考																											
備考																												

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。
 2：緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を一つだけ○で囲んでください。

【5. 実施要領・様式】

5.7 緊急通行車両等確認申請書

様式第1 (県要領関係)

第 号

地震防災 災 害		応急対策用
緊急通行車両等確認申請書		
年 月 日		
千葉県知事 殿		
		申請者住所
		氏名
		印
自動車登録番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)		1 警報 (地震予知情報) の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難 (救護) 、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧 (整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等 (備考欄へ記載) 0 緊急輸送 () 人 ※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他 ()
使用者	住 所	
	氏 名	() 局 番
通 行 日 時	月 日 : ~ 月 日 : の間	
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

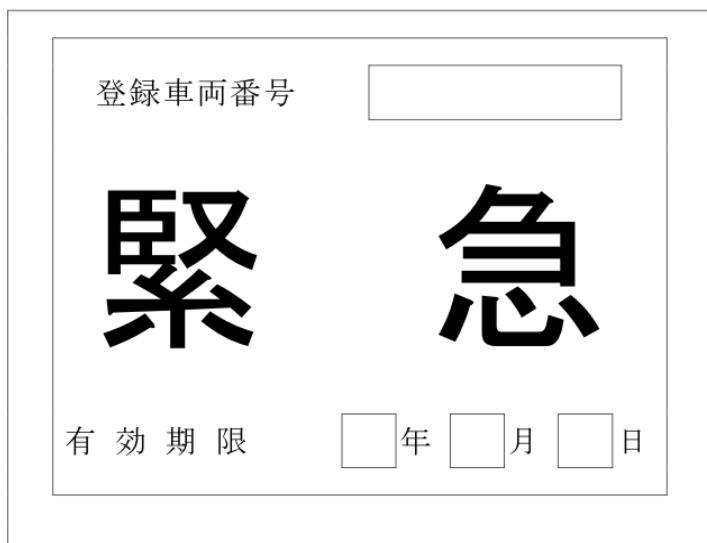
注: 1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

【5. 実施要領・様式】

5.8 緊急通行車両標章

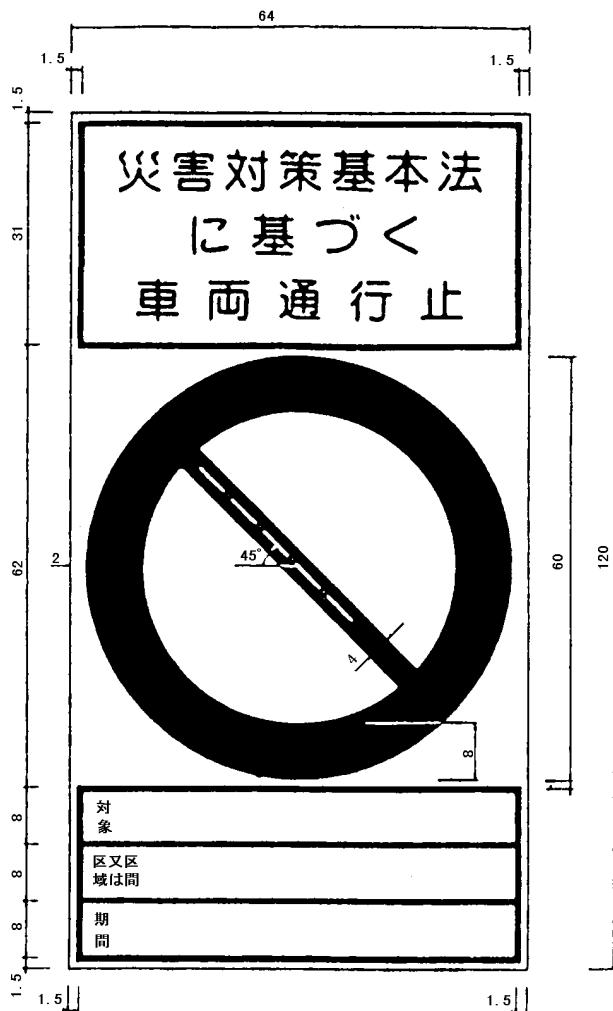
第4号様式



備考

- 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5.9 災害対策基本法に基づく交通規制表示



備考

- 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【5. 実施要領・様式】

5.10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

(千葉県地域防災計画、平成27年4月1日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり320円以内 <加算額> 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7m ² (9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,621,000円以内 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7m ² 、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり 1,080円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもつて決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増ずごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏 冬	18,300 30,200	23,500 39,200	34,600 54,600	41,500 63,800	52,600 80,300	7,700 11,000
		半壊 半焼 床上浸水	夏 冬	6,000 9,700	8,000 12,600	12,000 17,900	14,600 21,200	18,500 26,800	2,600 3,500

【5. 実施要領・様式】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途 計上
助産	災害発生の日以前又は 以後 7 日以内に分べん した者であって災害の ため助産の途を失った 者（出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者）	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実 費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途 計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明 らかにならない場合 は、以後「死体の捜索」 として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、 別途計上
被災した住宅 の応急修理	1 住家が半壊（焼） し、自らの資力によ り応急修理をするこ とができるない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住する ことが困難である程 度に住家が半壊（焼） した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から 1カ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失 半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失 又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、 中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,200 円 中学校生徒 4,500 円 高等学校等生徒 4,900	災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学 用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 208,700円以内 小人（12歳未満） 167,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死 亡した者であっても対 象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、 別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したもののは一応死 亡した者と推定してい る。

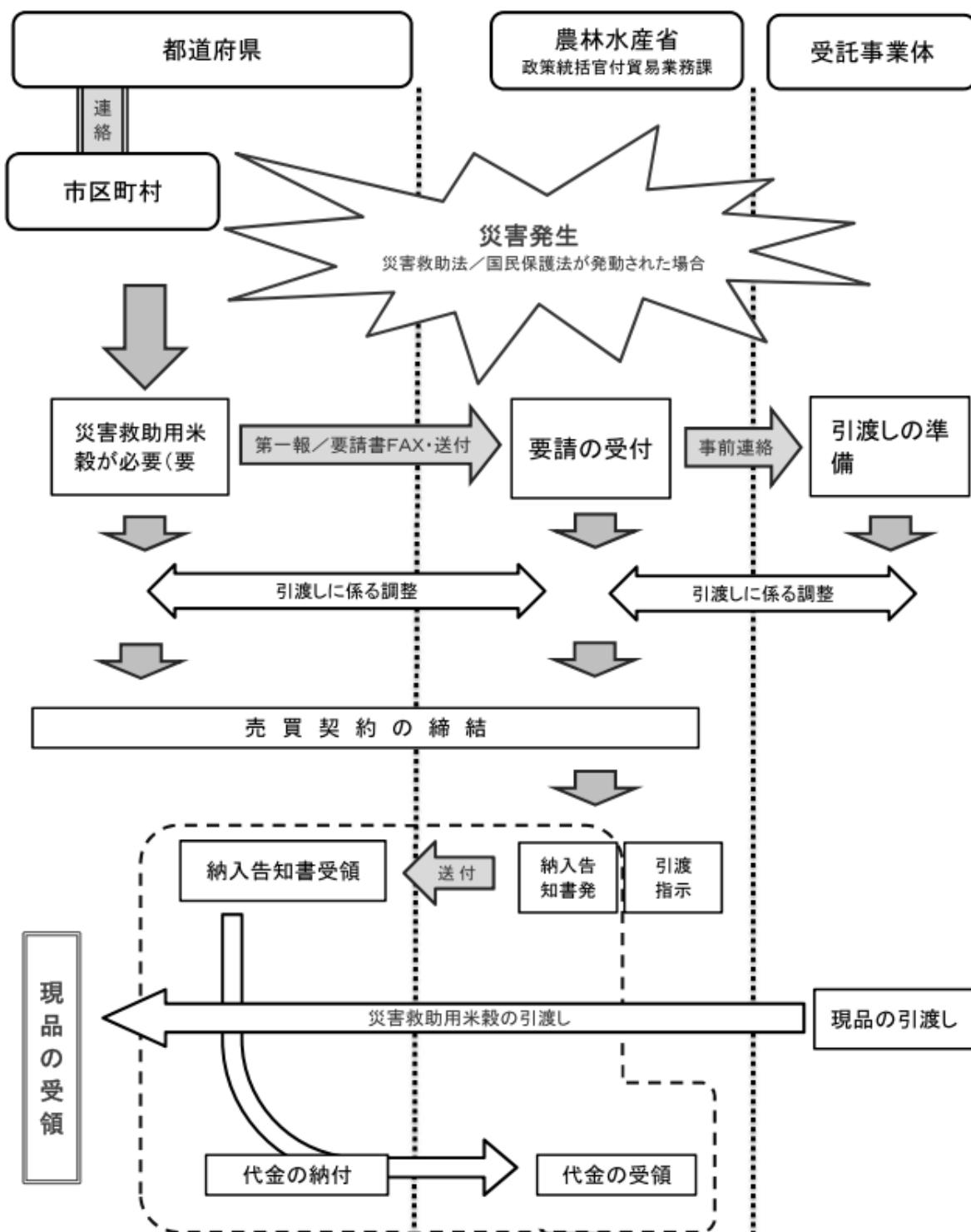
【5. 実施要領・様式】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として 救護班 2 輸送費、人件費は、 別途計上 3 死体の一時保存に ドライアイスの購入 費等が必要な場合は 当該地域における通 常の実費を加算でき る。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去するとのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び 賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認め られる期間以内	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【5. 実施要領・様式】

5.11 政府所有米穀の受渡し系統図



※ 代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で政策統括官と
都道府県知事が協議して決定

【6. 防災組織・協力体制】

6. 防災組織・協力体制

6.1 長南町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 20 日
条例第 19 号

改正 平成 13 年 7 月 2 日条例第 11 号 平成 24 年 9 月 21 日条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき長南町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（平成 13 年 7 月 2 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 21 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。（目的）

【6. 防災組織・協力体制】

6.2 災害時における千葉県内市町村間の相互援応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応急要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長から応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

【6. 防災組織・協力体制】

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

付則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

【6. 防災組織・協力体制】

6.3 災害時の医療活動に関する協定書

長南町において、大規模な災害が発生した場合、迅速かつ円滑に医療活動を実施するため長南町（以下「甲」という。）と社団法人茂原市長生郡医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（総則）

第1条 この協定は、長南町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協定に関し必要な事項を定める。

2 甲は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき行う医療活動について、本協定に準じて乙の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、前項の定めによる甲の医療救護体制の設備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の構成派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は直ちに医師、看護婦等からなる医療救護班を編成し、現地又は甲の指定する場所に派遣するものとする。

但し、緊急やむを得ない場合には、乙は医療救護班を派遣した後甲に報告しその承認を得るものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急措置及び医療

(2) 医療機関への収容

(3) その他

（連絡調整）

第4条 医療救護班の救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医療器具等）

第5条 医療救護班の活動に要する医療材料品等については、甲において準備提供するものとする。

（救護所の設置）

第6条 甲は災害の態様により必要に応じて避難所及び被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関等に救護所を設置する。

（収容医療機関の選定）

第7条 乙は甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとする時は、これに協力するものとする。（医療費等）

第8条 第6条に規定する救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

但し、当該患者が費用を支払うことができないと甲が判断した時は、甲において負担する。

（合同訓練）

第9条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

（費用弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において、負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

【6. 防災組織・協力体制】

(2) 合同訓練時における医療活動の前第1号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議の上別に定めるものとする。

(医事紛争発生の措置)

第11条 この協定により実施した医療救護活動に関して、受診者等との間に医事紛争が発生した場合、甲は乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めていない事項又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定の有効期限は、協定締結の日から2年間とする。

但し、この協定の有効期間終了1月前までに、甲乙いずれか何らの意志表示もないときは、期間満了の日の翌日からこの協定書と同一の内容によって2年間更新するものとし、以後も同様とする。

平成2年10月1日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町長 唐 鎌 士 郎

乙 茂原市八千代1-5-4
社団法人 茂原市長生郡医師会
会長 牧野耕治

【6. 防災組織・協力体制】

6.4 災害時における応急復旧工事等に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と長南町建設業組合（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害が発生した場合において、長南町地域防災計画に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）時において、甲が管理する道路、河川等（以下「公共土木施設」という。）の機能の維持及び回復のための応急復旧工事等に対する乙の協力に関し必要な事項を定め、災害に対して迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における応急復旧工事等を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定により協力要請があったときは、乙の所有する建設資機材・労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

（体制の整備）

第4条 乙は、応急復旧工事等を速やかに施行するため、必要な建設資機材等を確保し体制の整備に努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、応急復旧工事等の終了後、乙の提供した建設資機材等の数量及び作業内容について、甲に応急復旧工事等協力状況報告書（別記様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が応急復旧工事等に要した費用は、甲の負担とし、その額及び支払方法については災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、平成20年7月1日から平成21年6月30日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長され、以降も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年7月1日

甲 長南町
長南町長 藤見昌弘

乙 長南町建設業組合
組合長 荒井茂

【6. 防災組織・協力体制】

別記様式（第5条関係）

平成 年 月 日

長南町長 様

長南町建設業組合
組合長

応急復旧工事等協力状況報告書

「災害時における応急復旧工事等に関する協定書」に基づく協力状況について、下記のとおり報告します。

記

内 容 (被災状況・ 復旧工法等)	
期 間 及 び 時 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
場 所 (路 河 名)	
建 設 資 機 材	
労 力	人
そ の 他	

【6. 防災組織・協力体制】

長南町建設業組合員

長生郡長南町長南428	株式会社 荒井工務店
長生郡長南町須田282	株式会社 いたくら商事
長生郡長南町千田208	株式会社 風戸建設
長生郡長南町須田57	株式会社 加藤建設
長生郡長南町芝原3208	有限会社 カネカミ江澤建材
長生郡長南町長南2545	有限会社 鈴木興業
長生郡長南町長南2431-1	株式会社 東條工務店
長生郡長南町小沢793-2	株式会社 松崎土木

【6. 防災組織・協力体制】

6.5 長南町防災行政無線の活用に関する協定書

長南町（以下甲という。）と東京電力株式会社木更津支社（以下乙という。）は、電力供給に係わる大規模停電が発生した場合や電力設備の事故や異常気象等により供給力が減少したことに伴い節電をお願いする場合について、長南町防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により協定を締結する。

（広報の依頼等）

第1条 乙は、電力供給に係わる大規模停電が発生した場合や、電力設備の事故や異常気象等により供給力が減少したことに伴い節電をお願いする場合について、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、広報の依頼をするものとする。大規模停電とは、停電軒数は、特に定めないものとするが、広域的で乙独自の広報が困難となった場合とする。

2 甲は、前項の依頼を受けたときは、防災無線を活用し、別記広報文例により、町民等に対して広報をするものとする。

（広報依頼内容等）

第2条 乙は、前条第1項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を連絡するものとする。なお、別図連絡体制の甲乙いずれかの電話番号が変更となった場合は甲乙互いに速やかに連絡するものとする。

- (1) 依頼者の所属及び氏名
- (2) 停電の原因（判明している場合）
- (3) 影響する範囲
- (4) 復旧の見通し
- (5) その他必要な事項

2 乙は前項の依頼後、新たな情報が判明したときは、その旨直ちに連絡するものとする。

（疑義の決定等）

第3条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前に、当事者的一方から書面による、別段の意志表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後はこの例による。

この協定の締結を証するため、甲と乙は本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成20年7月23日

長生郡長南町長南2110番地
(甲) 長南町
長南町長 藤見昌弘

木更津市貝渕3丁目13番40号
(乙) 東京電力株式会社 木更津支社
支社長 藤田昇

【6. 防災組織・協力体制】

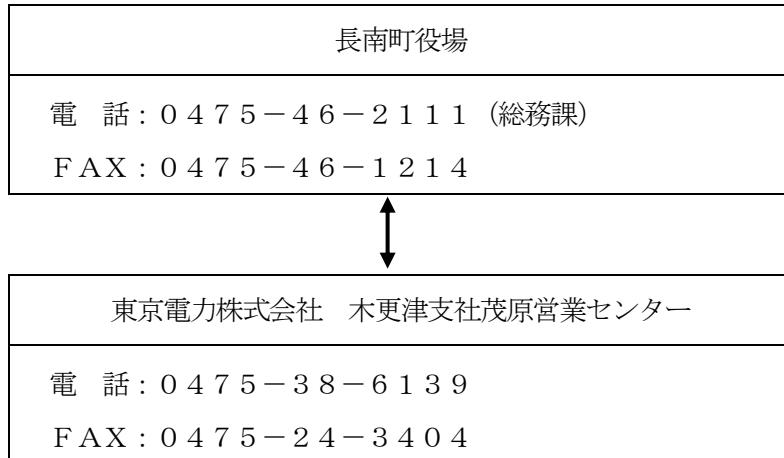
別記広報文例（第1条第2項）

長南町役場からお知らせします。ただ今、○○地区において停電事故が発生しました。
復旧には、○時間ぐらい掛かる見通しです。現在、事故原因について調査中です。
なお、切れた電線等を見付けた場合は、近寄らずに東京電力までご連絡願います。

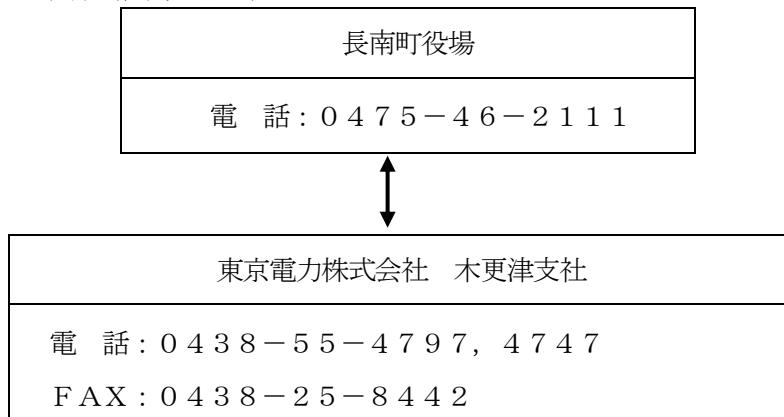
以上

別記連絡体制（第2条第1項）

1. 平日の午前8時30分から午後5時15分までの間



2. 上記以外の場合（夜間・休日）



【6. 防災組織・協力体制】

6.6 災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と社団法人千葉県エルピーガス協会長戸支部（以下「乙」という。）とは、長南町地域に地震、火災、風水害等の災害が発生し、長南町災害対策本部が設置され「緊急生活物資等」が必要になった場合、その供給に関する協力事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長南町内における大規模災害の発生を想定し、甲並びに町民等が必要とする「緊急生活物資等」の供給について、事前に協定を締結することによって、甲の災害対応活動並びに町民生活の安定確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「緊急生活物資等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 液化石油ガス（プロパンガス）
- (2) その他甲が必要と認める物資で、乙の対応が可能な物品

（協力要請）

第3条 甲は、長南町内に災害が発生した場合において、「緊急生活物資等」を必要とするときは甲は乙に対し、「緊急生活物資等」の供給を要請することができる。

（緊急生活物資等の供給）

第4条 乙は、前条の規定により甲から「緊急生活物資等」の供給協力の要請を受けたときは、甲の指定する場所へ「緊急生活物資等」の供給を行うよう努めるものとする。

2 前項に掲げる要請については、原則として文書をもって行うものとする。但し文章をもって要請する余裕のない場合は、口頭またはその他の手段で行うことができるものとする。

この場合において、甲は乙に対し事後速やかに文章を提出し、要請の事実を明らかにするものとする。

（供給体制の確立維持）

第5条 乙は、本協定に基づく「緊急生活物資等」の供給体制を確保するため、平常時においても数量を確保し、大規模災害の発生に備えるものとする。

- (1) 液化石油ガス（プロパンガス）
- (2) その他乙が日常取り扱っている物品

（緊急生活物資等の運搬）

第6条 本協定に基づく「緊急生活物資等」の運搬については、乙の指定するものが行うものとする。

但し輸送については、緊急自動車扱いとするよう甲が配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 第4条の規定により乙が供給した「緊急生活物資等」にかかる費用は、甲が負担するものとする。但し費用の支弁時期については、甲の災害対応状況から甲の判断により適当な時期に行うこととし、その価格については乙が提出する出荷確認書類に基づき、災害発生時直前の適正な価格を基準として、甲・乙協議の上決定するものとする。

2 前項に基づく費用の請求並びに支払い等の事務手続きについては、甲が別に定める所定の様式により行うものとする。

3 前条に基づく「緊急生活物資等」の運搬に係る経費については、乙の負担とする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3ヵ年とする。但し有効期間満了の1ヶ月前までに甲・乙のいずれかから何らかの意思表示がない限り、自動的に継続するものとする。

（補則）

第9条 この協定に定めない事項については、その都度甲・乙協議の上定めるものとする。

（附則）

【6. 防災組織・協力体制】

- 1 この協定は平成20年4月1日から施行するものとする。
- 2 この協定を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年3月27日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町長 藤見昌弘

乙 千葉県茂原市茂原661番地
社団法人千葉県エルピーガス協会
長夷支部長 齋藤豊久

【6. 防災組織・協力体制】

6.7 災害時における救援物資の提供に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管轄する範囲内に（または甲の行政区域内に）、災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、その災害対策本部から要請があったとき、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 乙は、甲が管理する施設内に乙が設置した別表第1に掲げる災害対応型自動販売機内の飲料水等の商品を無償提供する。

（要請方法）

第3条 甲は乙に対して、飲料水の提供等を必要とする場合は、本協定の定める内容について、救援物資提供要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは別表第1の掲げる緊急時の連絡先に対し、電話等により要請できることとし、後日速やかに飲料水供給報告書（別記第2号様式）にて報告することとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、協定の内容に従い可能な限り協力するよう努めるものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じることとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年7月23日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町
長南町長 藤見昌弘

乙 千葉県茂原市六ツ野1609-1番地
利根コカ・コーラボトリング株式会社
茂原支店
支店長 野沢次夫

【6. 防災組織・協力体制】

6.8 備蓄飲料水の供給に関する覚書

長南町（以下「甲」という。）と利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、情報提供・災害対応型自動販売機を設置に対し備蓄飲料水を無償提供する旨の基本合意をし、ここに覚書を交わした。

（趣旨）

第1条 乙は、甲の関連施設内に乙所有の情報提供・災害対応型自動販機を設置するかわりに甲が指定する防災備蓄倉庫へ備蓄飲料水として第2条2に記載の一定量を毎年1回定期的に無償提供するものとする。

（規定）

第2条 1. 乙が甲に提供する備蓄飲料水は2リットルペットボトル入りで、賞味期限が製造日より2年間のもので、納入時に製造日より経過期間が2ヶ月以内のものとする。

2. 情報提供・災害対応型自動販機設置につき、ミネラルウォーター2リットルペットボトル6本入りを1ケースとし、50ケースを無償提供するものとする。

3. 甲の在庫とする備蓄飲料水の賞味期限が切れる1ヶ月前までに、乙は甲に納入するものとする。

なお、乙の設置する情報提供・災害対応型自動販機の設置先に関して増減又は変更があったときは、その都度双方で確認し、別表第1に掲げた設置先一覧を修正する。

（期間）

第3条 この規定の有効期間は、締結の日から3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかから規定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

以下、基本合意に達した事項を記載

（協議）

第4条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関して必要な事項、その他この規定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この規定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年7月23日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町
長南町長 藤見昌弘

乙 千葉県茂原市六ツ野1609-1番地
利根コカ・コーラボトリング株式会社
茂原支店
支店長 野沢次夫

【6. 防災組織・協力体制】

6.9 災害時における長南町と長南町社会福祉協議会との協力体制に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と長南町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等の運営を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長南町に発生した地震、台風その他の災害が発生した場合、長南町地域防災計画に基づき、乙が設置する災害ボランティアセンターの運営を円滑に遂行するために必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 甲が乙に要請する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における甲が行う救助・救急活動の実施への協力に関する事項
- (2) 避難者の誘導・避難所内の世話・業務の協力に関する事項
- (3) 被災者に関する炊き出し、救援物資の配分等に対する協力
- (4) 災害弱者（障害者、高齢者、児童等）に対するコミュニケーション支援・話し相手・慰問についての協力等
- (5) 被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力

2 前項の要請は、文書により要請事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭・電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理することができる。

（協力事項）

第3条 甲は、乙に前条に定める協力を要請するときは、次の各号に定める事項について協力するものとする。

- (1) 乙が設置する災害ボランティアセンターの拠点として適当な施設を提供する。
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な備品を貸与する。
- (3) 被災町民の避難先及び被災状況の情報提供をする。
- (4) その他要請に必要な事項

（費用負担）

第4条 災害時において乙が行う災害ボランティアセンターの活動に関し、必要な費用は甲が負担するものとする。

2 乙は当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

3 乙は費用の内訳について甲の要求に応じ説明するものとする。

（損害補償）

第5条 災害応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償はボランティア保険によるものとする。

2 前項のボランティア保険の加入金については、乙またはボランティアの自己負担とする。

（災害対策本部への参加）

第6条 甲から要請があったときは、長南町災害対策本部のメンバーに、災害ボランティアセンターを代表するものが加わることができる。

（災害情報連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を密にするために、その方策について事前に協議するものとする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙の協議の上決定するものとする。

【6. 防災組織・協力体制】

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の日から3ヶ月前までに、甲及び乙から書面による解約の申し出がないときには、更に1年間継続するものとし、以後この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年10月1日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110
長南町
代表者 長南町長 藤見 昌弘

乙 千葉県長生郡長南町長南2110
社会福祉法人長南町社会福祉協議会
代表者 会長 金坂 敏夫

【6. 防災組織・協力体制】

6.10 災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、長南町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長南町の地域で災害が発生または、発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 長南町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 長南町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に關すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に關すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があつた場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定書は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を保有する。

平成23年 3月 1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修
乙) 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長 南 町
長 南 町 長 藤 見 昌 弘

【6. 防災組織・協力体制】

6.11 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と千葉県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査等への協力）

第1条 甲は、長南町内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施する。

（認定調査等の内容）

第2条 認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府制作統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して行なう長南町内の家屋の調査。

(2) 甲が発行したり災証明について町民からの相談の補助。

(3) 建物滅失登記申請手続きに関する相談。

(4) 土地境界復元等に関する相談。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の会員費は負担しない。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲は、必要に応じ家屋被害認定調査に関する研修会等を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。認定調査等の終了後もまた同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、家屋認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（長南町の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成23年7月15日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町長 藤見昌弘
乙 千葉市中央区中央港1丁目23番25号
千葉県土地家屋調査士会 会長 笠原孝

【6. 防災組織・協力体制】

6.12 覚書（伊藤園）

長南町長（以下「甲」という）と株式会社伊藤園（以下「乙」という）とは、甲乙間で平成24年2月2日締結された自動販売機設置契約に関し下記の通り覚書を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、大規模地震や台風等の自然災害により、甚大な被害が発生し避難勧告又は避難指示が発令された場合において、甲乙契約にかかる飲料用自動販売機（以下「対象自販機」という）内の商品を被災者に無償提供することを目的とする。

設置場所と機種を省略

第2条（商品の無償提供）

乙は、下記の場合に対象自販機内の商品を無償提供する。

- ① 災害の発生又は発生するおそれがある場合において、設置先の市町村長又は都道府県知事から避難勧告又は避難指示が発令された場合。
- ② 避難勧告又は避難指示が発令されない場合であっても、甲乙協議により商品の無償提供について合意がなされた場合。

第3条（通知義務）

本契約に基づき商品の無償提供を行った場合、甲は速やかにその旨及び日付、数量等を乙に通知しなければならない。

第4条（契約期間）

本覚書の有効期間は、本覚書成立日より対象自販機が撤去されるときまでとする。

第5条（特約事項）

無償提供した商品及び不正使用によるものは販売手数料の対象外とする。

第6条（協議事項）

本覚書に定めのない事項については甲乙誠意をもって協議し決定する。

本覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成24年 6月18日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110
長南町長 藤見昌弘

乙 千葉県茂原市東茂原5-6
株式会社 伊藤園茂原支店

【6. 防災組織・協力体制】

6.13 災害時における一時避難所としての使用に関する協定書

災害時における一時避難所としての使用に関し、長南町（以下「甲」という。）と 社名省略（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長南町内に大規模な地震、土砂災害等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を一時避難所として町民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難所の指定及び周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急避難所として位置づけ、町民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難所として町民に使用させるものとする。

ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

表省略

（使用範囲）

第4条 一時避難所として使用する範囲は以下のとおりとする。

表省略

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の構造、収容人員等に変更が生じた場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（一時避難所の開設）

第6条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の施設を一時避難所として開設するよう要請することができる。

(1) 大規模な地震、土砂災害等の災害が発生し、または発生する恐れがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合。

(2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書（第1号様式）または口頭（電話連絡を含む。）で行うものとする。

3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（避難者の誘導）

第7条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用の負担）

第8条 当該施設の使用料は無料とする。

2 当該施設を一時避難所として使用することにより生じた費用、損害については、甲乙協議により処理をする。

（支払い）

第9条 前条第2項の規定により費用負担が発生した場合、乙の要請に基づき支払うものとする。

（使用期間）

第10条 一時避難所の使用期間は、第6条の開設から地震、土砂災害等にかかる気象庁の行う警報が解除され、土砂被害等のおそれがなくなるまでの間とする。

（一時避難所の閉鎖）

第11条 第6条に基づき一時避難所としての使用を閉鎖する場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡し、併せて文書（第2号様式）にて通知する。

【6. 防災組織・協力体制】

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては下記の者とする。

ただし、協定の締結期間中に責任者等が変更された場合は、速やかに甲に報告すること。

表省略

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 3月19日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町
長南町長 藤見昌弘 ㊞

乙 千葉県長生郡長南町佐坪1782
富士リゾート(株)
代表取締役 本庄竜介
千葉県長生郡長南町市野々685番地
千代田興産(株)
代表取締役 西田啓一
千葉県長生郡長南町地引742番地
南茂原カントリークラブ
支配人 日野靜樹
千葉県市原市五井中央東1丁目1番地2
(株)長南カントリークラブ
取締役社長 石川信介
千葉県市原市五井中央東1丁目1番地2
(株)長南パブリックコース
代表取締役 石川信介
千葉県長生郡長南町市野々575番地
(株)日本ゴルフ俱楽部
代表取締役 山下英樹
東京都港区高輪一丁目3番13号
PGMプロパティーズ3株式会社
代表取締役 石堂孝藏
東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスター
(株)グリーンヴィスタゴルフ俱楽部
代表取締役 鎌田隆介

【6. 防災組織・協力体制】

6.14 災害時における応急復旧工事等に関する協定書

長南町（以下「甲」という。）と長南町ガス協同組合（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害時（以下「災害」という。）の応急復旧工事等（以下「災害時における工事」）その他必要な作業及び路面凍結が予想される場合の被害の未然防止また、除雪が必要な降雪が発生した場合の作業等（以下「除雪等業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は災害が発生した場合の災害時における工事及び除雪等業務に対する民間協力の一環として、甲の管理する道路、河川等の機能の維持及び回復その他の保全を図るため、乙の協力に関し必要な事項を定め、災害時における工事及び除雪等業務を迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における工事及び除雪等業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請することができる。

（協力体制）

第3条 乙は、甲から前条の規定により協力要請があったときは、乙の所有する建設資機材・労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

（体制の整備）

第4条 乙は、災害時における工事及び除雪等業務を速やかに施工するため、必要な建設資機材等を確保し体制の整備に努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、災害時における工事及び除雪等業務が完了した時は、遅滞なくその結果を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が災害時における工事及び除雪等業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲、乙協議するものとする。

（被害が生じたときの措置）

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決にあたるものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、この協定はさらに1年間延長され、以降も同様とする。

（疑義等）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年1月28日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町長 平野貞夫
乙 長南町ガス協同組合
組合長 長南勝彦

【6. 防災組織・協力体制】

長南町ガス協同組合名簿

店舗住所	工事店名
茂原市高師台 3-6-16	有限会社 今井設備工業
長南町千田 1548-6	有限会社 岩瀬設備
睦沢町上市場 888-1	岡澤鉄工所
長南町長南 1235	有限会社 小倉ポンプ工業
長南町長南 2380	有限会社 小林水道鉄工
長南町中原 924-1	有限会社 長生工業所
長南町水沼 1397-1	東條商店
睦沢町大谷木 330	有限会社 中村住宅設備
長南町笠森 257	有限会社 長谷川商店
茂原市長谷 629-5	有限会社 浜谷総業
長南町報恩寺 499	有限会社 三起
長南町岩川 308	有限会社 宮崎水道
睦沢町大谷木 1200-1	株式会社 米倉工業

【6. 防災組織・協力体制】

6.15 除雪等業務の協力に関する基本協定書

長南町（以下「甲」という。）と長南町建設業組合（以下「乙」という。）は、路面凍結が予想される場合の被害の未然防止及び除雪が必要な降雪が発生した場合の作業等（以下「除雪等業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、除雪等業務における民間協力の一環として、甲の管理する道路等の機能の確保、回復その他の保全を図るため、甲、乙間において基本的事項を定め、もって除雪等業務を迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、除雪等業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、前条の協力要請を受けた時は、可能な限り速やかに除雪等業務に必要な人員、機械等を確保し、甲が実施する除雪等業務に協力するものとする。

2 乙は、あらかじめ、甲と協議のうえ、協力体制を確立しておくものとする。

（報告）

第4条 乙は、除雪等業務が完了した時は、遅滞なくその結果を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲の要請により、乙が除雪等業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲、乙協議して別に定めるものとする。

（被害が生じたときの措置）

第6条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決にあたるものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、この協定はさらに1年間延長され、以降も同様とする。

（疑義等）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年1月28日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町長 平野貞夫

乙 長南町建設業組合
組合長 加藤与嗣治

【6. 防災組織・協力体制】

長南町建設業組合名簿

住 所	会 社 名
長生郡長南町長南 428	株式会社 荒井工務店
長生郡長南町須田 282	株式会社 いたくら商事
長生郡長南町千田 208	株式会社 風戸建設
長生郡長南町須田 57	株式会社 加藤建設
長生郡長南町芝原 3208	有限会社 カネカミ江澤建材
長生郡長南町長南 2545	有限会社 鈴木興業
長生郡長南町小沢 793-2	株式会社 松崎土木

【6. 防災組織・協力体制】

6.16 長南町と日本郵便株式会社との包括連携協定に係る取組内容

長南町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社茂原郵便局及び日本郵便株式会社長南郵便局（以下「乙」という。）は、協定に基づき次の各事項に取り組むものとする。

【地域防災に関する事項（災害発生時）】

- 1 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- 2 甲乙が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供
- 3 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- 4 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

【地域の安全・安心に関する事項】

- 1 乙は甲に対し、業務中に発見した道路損傷状況等の情報提供を行うものとする。
- 2 甲は子ども110番の家として長南郵便局を登録する。
- 3 乙は業務中、下校時等の子どもの見守りを行うものとする。

【高齢者・障害者支援に関する事項】

- 1 乙は業務中に高齢者及び高齢者宅の異変を発見した場合は、乙の負担で甲に通報するものとする。
- 2 甲は前項の定めによる通報があったときは、問題等の解消のため、誠実に対応するものとする。
- 3 乙の通報により問題が生じた場合は、甲の責任と負担により問題解決にあたることとし、当事者及びその関係者に対し、通報者名等について公表しないものとする。

【その他町民サービスの向上、地域社会の活性化に関する事項】

その他町民サービスの向上や地域活性化に資する提言等を相互に行うこととする。

別紙

役場担当連絡先

1 長南町役場

防災関係	総務室	46-2111
道路関係	地域整備室	46-3394
高齢者・障害者関係	保健福祉室	46-2116
児童・生徒関係	学校教育室	46-3398
その他	役場代表電話	46-2111

【6. 防災組織・協力体制】

6.17 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書

長南町（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給並びに乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり覚書を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 甲の区域外の災害について、関係自治体等から物資の調達若しくはあっせんを要請されたとき又は甲が救援の必要があると認めたとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、要請時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができない場合があることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、物資発注書（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話その他の方法により要請し、その後速やかに物資発注書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
（費用）

第7条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

- 2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

- 3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、当該運搬に係る費用は甲の負担とする。

（情報提供）

第8条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた防災・災害情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第9条 甲は、町民の生活の安定を確保するため、乙に対して乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

【6. 防災組織・協力体制】

(連絡責任者の報告)

第10条 甲及び乙は、この覚書の成立にかかる連絡責任者を覚書締結後速やかに連絡責任者届（別紙3）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。
(車両の通行)

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(効力)

第12条 この覚書の有効期限は平成27年12月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了も1か月前までに甲乙いずれからも覚書解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第13条 この覚書を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(補則)

第14条 この覚書に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年12月1日

甲 千葉県長生郡長南町長南2110番地
長南町
長南町長 平野 貞夫
乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン－イレブン・ジャパン
代表取締役 井阪 隆一